

# 山口県報

平成22年  
3月31日  
(水曜日)

## 目次

規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)……………

山口県農林水産審議会規則(農林水産政策課)……………

都市計画法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………

訓令

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)……………

山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………

六三二



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第二十五号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 別表第一の四の項、六の項、十の項又は十一の項に掲げる事業のうち、商店街

の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号。以下「地域商店街活性化法」という。)第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

別表第一の十五の項中「掲げる事業」の下に「を行い、又は地域商店街活性化法第十条第二号の貸付けを受けて事業」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県農林水産審議会規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第二十六号

山口県農林水産審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年山口県条例第五十一号)第二条の規定に基づき、山口県農林水産審議会(以下「審議会」という。)(の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 農林水産業又は農山漁村の振興に関係のある団体等の役員又は職員

二 農林水産業又は農山漁村の振興に関心と理解のある者

三 学識経験者その他知事が適当であると認める者

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

- 第五条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 第二項第二項の規定は、専門委員について準用する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第五条の規定は、部会の会議に準用する。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、農林水産部農林水産政策課において処理する。

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(山口県農村振興対策審議会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 山口県農村振興対策審議会規則(昭和三十六年山口県規則第二十七号)
- 二 山口県漁業振興対策審議会規則(昭和三十六年山口県規則第七十四号)

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第二十七号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(昭和四十五年山口県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「山口土木建築事務所及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第二十八号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項の表中

知事の事務部局の職員に属するもの	知事の事務部局に属するもの	本庁の一般職の職員	総務部給与厚生課長
	出先機関の職員	支給を受ける職員に属する出先機関の長	総務部給与厚生課長

知事の事務部局の職員

総務部給与厚生課長

「支給を受ける教職員の所属する出先機関の長」を「総務部給与厚生課長」に改める。



第5号様式 (第16条関係)

(表)  
時間外勤務・休日勤務命令簿 (勤務時間整理簿)  
( 年 月分)

No.	職名	月日	氏名	勤務命令 (勤務時間)	勤務 時間数	従 事 業 務 内 容	勤務区												休日 勤務	夜間 勤務	備 考								
							勤務						外									勤							
							時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	
所 属 長					時 分		25 100	50 100	100 100	125 100	135 100	150 100	60H前	50 100	+ 100	25 100	+ 100	15 100	+ 100	160 100	175 100	50 100	+ 100	25 100	+ 100	15 100			
					時 分																								
					時 分																								
					時 分																								
					時 分																								
					時 分																								
					時 分																								
					時 分																								
					時 分																								



附則

- (施行期日)
- 1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(用紙の使用)
  - 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による出勤状況整理簿等を印刷した用紙で使用のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県訓令第3号

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程(昭和三十一年山口県訓令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

学事文書課長	二個
東京事務所長	一個
大阪事務所長	一個
下関事務所長	一個
下関農林事務所長	一個
下関水産振興局長	一個
土木事務所長	一個

を

学事文書課長	二個
東京事務所長	一個
大阪事務所長	一個
山口農林事務所長	一個
美祿農林事務所長	一個
下関農林事務所長	一個
下関水産振興局長	一個
下関農林事務所長	一個
土木事務所長	一個

に、

総務企画課長	一個
会計課長	一個

を

観光交流課長	一個
総務企画課長	一個
会計課長	一個

に、「六二」を「六一」に、「五九課長」を

「五八課長」に、

岩国基地沖合移設 対策室長	一個
中山間地域づくり 推進室長	一個
民間空港再開推進 室長	一個
交通運輸対策室長	一個
地域安心・安全推 進室長	一個
人権対策室長	一個
県史編さん室長	一個
指導監査室長	一個
地域医療推進室長	一個
企業立地推進室長	一個
団体指導室長	一個
流通企画室長	一個

を

に、

三〇
一一

を

三〇
一〇

に

改める。

附則

岩国基地沖合移設 対策室長	一個
中山間地域づくり 推進室長	一個
民間空港再開推進 室長	一個
交通運輸対策室長	一個
地域安心・安全推 進室長	一個
人権対策室長	一個
県史編さん室長	一個
指導監査室長	一個
地域医療推進室長	一個
企業立地推進室長	一個
団体指導室長	一個
流通企画室長	一個
全国植樹祭推進室 長	一個

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県知事  
庁